

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年10月6日～2022年10月12日)

令和4年(2022年)10月14日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ユシュチン判事に対する職務停止処分にかかる欧州人権裁判所の判決 国家安全保障局長官の交代 モラヴィエツキ首相の欧州政治共同体第1回首脳会合出席 モラヴィエツキ首相の非公式欧州理事会出席 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 ドゥダ大統領とスルテンベルグ NATO 事務総長との会談 ドゥダ大統領のV4大統領会合参加 ラウ外相とカーチャー・スロバキア外相との対談 ブワシュチャク副首相兼国防大臣のNATO国防相会合出席 ウクライナ軍に対する訓練への参加								【お願い】 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 在ポーランド・ロシア大使館に対する抗議 ヴロツワフで不発弾騒ぎ								
経済 中国企業、道路及び建設市場で存在感高まる 首相、CO2排出権取引価格の凍結を要求 政府による電気料金上限の設定 ドルジバ石油パイプラインの漏えい								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政治

内政

ユシュチシン判事に対する職務停止処分にかかる欧州人権裁判所の判決【6日】

6日、欧州人権裁判所は、2020年2月に最高裁規律部が下したユシュチシン判事の職務停止処分について、欧州人権条約の3つの条項(公正な裁判を受ける権利、私生活および家族生活の尊重を受ける権利、権利制約事由の使用に対する制限)が侵害されているとする判決を下した。欧州人権裁判所は、ユシュチシン判事の職務停止処分を下した最高裁規

律部は「法律によって設立された、独立した公平な裁判所」ではないと裁定した。

国家安全保障局長官の交代【10日】

10日、ドゥダ大統領は、ソロフ大統領府国家安全保障局(BBN)長官を解任して大統領社会顧問に任命した。後任として、ドゥダ大統領は、シエヴィエラ大統領府副大臣をBBN長官に任命した。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州政治共同体第1回首脳会合出席【6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、プラハで開催された、EU首脳と欧州パートナー国の首脳17人が参加した欧州政治共同体第1回首脳会合に出席した。同首相は、英国、ハンガリー、ノルウェーの各首相、トルコ、セルビアの各大統領らと会談し、これらの国々がウクライナ戦争やエネルギー危機に関連した出来事の経過にも影響を受けていると強調した。会談では、安全保障、エネルギー、経済状況、さらなる対ロシア制裁の採用などに関する欧州での対話と協力の深化が議題となった。

事務総長と緊急協議を行った。議題は、ウクライナ民間人を標的とするロシアの爆撃に関するものであった。

ドゥダ大統領のV4大統領会合参加【11日】

11日、ドゥダ大統領はブラチスラヴァで開催されたV4大統領会合に参加した。会合では、ロシアのウクライナ侵攻によるV4地域の安全保障とエネルギー危機が主要議題となった。

ラウ外相とカーチャー・スロバキア外相との対談【11日】

11日、ラウ外相は、カーチャー・スロバキア外相と会談した。主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略と、ポーランドとスロバキアの外交関係樹立30周年を間近に控えた二国間関係であった。両外交首脳は、二国間、地域間、および欧州における相互関係をさらに強化する意志を再確認した。安全保障の分野でも、隣国との関係が特に重要であることを確認した。両大臣は、欧州の安全保障状況、ロシアの侵略に対するウクライナ支援のさらなる方策、ロシアの侵略者に対するさらなる制裁措置を採用する計画について議論した。ウクライナの4つの地域で行われた偽の住民投票を全会一致で非難した。また、両国のエネルギー自立に向けた政策を引き続き積極的に支援する意志を再確認した。

モラヴィエツキ首相の非公式欧州理事会出席【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、プラハで開かれた欧州理事会の非公式首脳会議に出席し、エネルギー価格、ウクライナ支援、経済問題などについて議論した。同首相は、CO2排出枠を解放するか、その価格を20から30ユーロに凍結する要求などを提示した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領はゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談では、国防に必要な資源のさらなる供給の問題などにも触れている。ドゥダ大統領は、「今日、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と話をした。大規模な戦争犯罪を犯したロシアを孤立させる必要がある、という話をした。このような犯罪には時効がなく、世界中で起訴されていることを忘れてはならない。」とツイートした。ドゥダ大統領には、クモフ大統領府国際政策局長官及び新しく国家安全保障局(BBN)長官に任命されたシエヴィエラ氏が同席した。

ドゥダ大統領とストルテンベルグ NATO 事務総長の会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、ストルテンベルグ NATO

ブワシュチャク副首相兼国防大臣のNATO国防相会合出席【12日】

12日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣はブリュッセルを訪問し、NATO加盟国防省会合に出席した。会合ではロシアのウクライナ侵略、同盟国の重要インフラの安全性向上等に関して議論が行われ、同国防大臣は、会合終了後に「ロシアの勝利は、NATO東方の各国にとって真の脅威となる。これは何も新しいことではなく、我々は何年も前から警告してきた。欧州西方の同盟国がこのよ

うな評価に至ったことをうれしく思う。明るい兆しは、ロシア帝国を再現しようとするプーチン大統領の脅威に対する我々の評価が、同盟国によって共有されていることである。最も重要なのは、米国であり、もし米国のアプローチがなければ、ドイツやフランスのような同盟国は、この脅威に対して違ったアプローチをしていたことは間違いない。ウクライナ強化のプロセスにおけるポーランドの関与は

非常に注目されている。」と述べた。

ウクライナ軍に対する訓練への参加【12日】

12日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポーランドが間もなくウクライナ軍部隊を訓練するEUのグループに参加することを発表した。ポーランドにおいてウクライナ兵を訓練するEUのミッションが開始される事になる。

治 安 等

在ポーランド・ロシア大使館に対する抗議【11日】

11日、ロシアがウクライナ首都キーウなど約20都市にミサイル攻撃などを行ったことに対し、約2,000名がワルシャワに所在する在ポーランド・ロシア大使館の前に集まり、同攻撃などを非難する抗議活動が行われた。参加者らは、ロシアをテロ国家に認定することやロシア人外交官を国外退去させるよう主張した。

ヴロツワフで不発弾騒ぎ【12日】

12日、ヴロツワフ・オソボヴィツェ(Osobowice)で発掘作業が行われた際、第二次世界大戦中に使用されたとみられる0.5トンの不発弾が発見され、一時、周辺住民数千人が退避する事態となった。同日中に工兵部隊が爆弾を処理し、既に警戒は解除されている。

経 済

ポーランド産業動向

中国企業、道路及び建設市場で存在感高まる【6日】

中国の建設グループである Stecol Corporation は、ポーランドの道路(A6)の建設を7億100万ズロ

チ(1億4,500万ユーロ)で落札した。当地紙はこれにより同社がポーランドの道路及び建設投資市場において重要なプレーヤーになりつつあると指摘した。

エネルギー・環境

首相、CO2排出権取引価格の凍結を要求【9日】

モラヴィエツキ首相は、プラハで開催された欧州理事会非公式会合に於いて、CO2排出権枠の解放を要求した。さらに、解放が出来ない場合はCO2排出権取引価格を1トンあたり20~30ユーロで凍結すべきだと主張した(現在は約70ユーロ)。同首相は、ポーランドは数ヶ月前からCO2価格の凍結を求めてきたが、残念ながらEUは我々の呼びかけに耳を傾けず、もし欧州委員会が行動すれば、より安価なエネルギーを手にすることが出来ると述べた。

する電気料金に対処できるようになる。9月に、一般家庭で年間2MWhまで、障がい者のいる家庭で年間2.6MWhまで、大家族や農家で年間3MWhまでの電気料金を凍結する法律が可決されている。この支援の主な資金源は、エネルギー生産者の収入となる。

政府による電気料金上限の設定【11日】

11日、政府は、エネルギーコストの高騰から中小企業、社会的施設、家庭を守るため、12月1日から2023年末までの期間、中小企業や孤児院、学校、病院といった施設の電気料金の上限を785ズロチ(161ユーロ)/MWh、一般家庭の電気料金の上限は693ズロチ(142.3ユーロ)/MWhに設定すると発表した。この措置により、電力会社は上限を超える料金を請求することが禁じられ、利用者が高騰

ドルジバ石油パイプラインの漏えい【12日】

12日、ポーランドのパイプライン運営者PERNIは、11日にドルジバ石油パイプラインのプウォツク(Plock)西方約70kmの地点で漏えいがあったと発表した。現時点では、漏えいの原因は不明である。ポーランド国内には、グダンスク港からプウォツクまで延びる南北のパイプライン1本、ベラルーシ側からプウォツクを経由してドイツに延びる東西のパイプライン2本の計3本がある。今回は、後者のパイプライン2本のうち1本が破損したが、残る1本のパイプラインを通して現在も石油が供給されている。ポーランドの石油供給に影響はない見込みで、プウォツクとグダンスクの両製油所は予定通り供給を受けている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月27日(木)～10月15日(土)】

マウオポルスカ県ニェボウオミツェ市にて、マウオポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「『命』に関するポ

「ポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所: ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice及びul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。

開催場所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytarg.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)